

埼玉西部地域消防指令事務協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防事務の高度化による消防力の強化を図るため、消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、埼玉西部地域消防指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会を設ける一部事務組合)

第3条 協議会は、埼玉西部消防組合、坂戸・鶴ヶ島消防組合、比企広域市町村圏組合及び西入間広域消防組合（以下「関係組合」という。）が、これを設ける。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、関係組合の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を管理し、及び執行する。

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、飯能市大字小久保291番地埼玉西部消防組合飯能日高消防署内に置く。

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員3名をもって組織する。

(会長)

第7条 会長は、それぞれの関係組合の管理者が協議により定めた関係組合の消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、関係組合の消防長のうち、会長以外の消防長の職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員が会長の職務を代理する。

(職員)

第10条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の配分については、関係組合の消防長が協議により、これを定める。

2 会長は、前項の規定により配分された定数の職員を、関係組合の消防長の推薦に基づき選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(事務処理のための組織)

第11条 会長は、協議会の会議を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(協議会の会議)

第12条 協議会の会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(協議会の会議の招集)

第13条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 委員の3分の1以上の者から協議会の会議の招集の請求があるときは、会長

はこれを招集しなければならない。

- 3 協議会の会議開催の場所及び日時は、協議会の会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(協議会の会議の運営)

第14条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(関係組合の管理者等の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会がその協議会の担任する事務を関係組合の管理者又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務に関する埼玉西部消防組合の条例、規則その他の規程（以下「埼玉西部消防組合の条例等」という。）を関係組合の当該事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

- 2 埼玉西部消防組合は、埼玉西部消防組合の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係組合と協議しなければならない。
- 3 埼玉西部消防組合の管理者は、埼玉西部消防組合の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、その旨を関係組合の管理者及び協議会の会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第16条 協議会の担任する事務の管理及び執行に要する費用は、関係組合が負担する。

- 2 前項の規定により関係組合が負担すべき額は、別に定める負担割合によるも

のとする。

- 3 関係組合は、前項の規定による負担金を、埼玉西部消防組合に納付しなければならない。

(歳入歳出予算)

第17条 協議会の歳入歳出予算は、前条第3項の規定により納付される負担金及び繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要する全ての経費をその歳出とするものとする。

(歳入歳出予算の調製)

第18条 会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度の例による。

- 3 第1項の規定により歳入歳出予算が協議会の会議を経たときは、会長は、当該歳入歳出予算の写しを速やかに関係組合に送付しなければならない。

(予算の補正)

第19条 会長は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、協議会の会議を経て、これを行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(決算等)

第20条 会長は、毎会計年度終了後3月以内に協議会の決算を作成し、協議会の会議の認定を受けなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第21条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係組合が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する埼玉

西部消防組合の条例等を関係組合の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合において、第15条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会の解散の措置)

第23条 協議会が解散した場合における事務の承継については、関係組合が協議して定める。

(協議会の規程)

第24条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和3年5月1日から施行する。